

昭和二十三年八月十一日印刷
昭和二十三年八月十二日発行
平一外三万七千四百五十八名
参議院事務局
印刷者 印刷局

第二部

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第二十四号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案(内閣送付)

○市町村立学校職員給与負担法案(内閣送付)

午前十四時四十五分開会

○委員長(吉川末次郎君) それでは只今から委員會を開会いたします。先ず公共高等学校定時制課程職員費國庫補助法案及び市町村立学校職員給与負担法案について政府の提案理由の説明を求めたいと思います。

○政府委員(日高第四郎君) 今回上程になりました市町村立学校職員給与負担法案について、先ず大要を御説明申し上げます。第一條は、市町村立の小学校、中学校、盲学校及び聾学校の職員俸給その他の給与を都道府県負担とする規定であります。この規定は從來政令で規定されておりましたが、地方自治法の解釈、今回制定を予想されます地方財政法等によりまして、これを法律に改めることが適當であると考へたからであります。内容につきましては、從來の政令とは同様であります。が、新たに義務制となりました盲学校及び聾学校を加えたこと、從來主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当、宿直手当を今回都道府県負担としたこと等が主なる内容であります。第二條は、市町村立高等学校の定時制の課程の職員俸給その他の給与を都道府県負担とする規定であります。

○委員長(吉川末次郎君) それでは只今から委員會を開会いたします。先ず公共高等学校定時制課程職員費國庫補助法案及び市町村立学校職員給与負担法案について政府の提案理由の説明を求めたいと思います。

第二部

治安及び地方制度委員会會議録第二十四号 昭和二十三年六月十五日

【参議院】

あります。從來勤勞青年の教育は主として青年学校において行われておりましたが、その職員の俸給等は都道府県の負担とされておりました。然るに、この四月一日より青年学校が廃止されることになりましたので、勤勞青年の教育は主として新制高等学校の定時制の課程において行われることとなりました。従つて勤勞青年の教育を振興するという趣旨から、市町村立高等学校の定時制の課程の職員俸給を、青年学校と同様、都道府県の負担とした次第であります。附則におきましては、この法律が四月一日に遡つて適用されることを明らかにいたしますと共に、先にも申し上げました理由によりまして、從來の政令を廃止いたしますこととしました。併しながら市町村立の旧制中等学校に併置された新制中学校につきましては、主として義務教育に属しない学年、即ち本年度におきましては第三学年の授業を担当いたしております教員の俸給等は、従前通り市町村の負担といたしております。

次に公共高等学校定時制課程職員費國庫補助法案について大要を御説明申し上げます。第一條は、先に御説明いたしました市町村立学校職員給与負担法案第二條の規定によりまして都道府県の負担とされた市町村立高等学校の定時制の課程の職員の俸給等と、都道府県立高等学校の定時制の課程の職員の俸給等のため都道府県において必要とされる経費の十分の四を、予算の定めるところに従つて國庫が補助することと

を規定したものであります。市町村立学校職員給与負担法案第二條の規定と共に、新制高等学校の定時制の課程における勤勞青年教育の振興を企圖したものであります。何卒慎重審議の上速かに議決されるようお願いいたします。

○委員長(吉川末次郎君) この法案についての質疑は次回に譲ることといたします。本日はこれで散会いたします。

午前十五時五十分散会
出席者は左の通り。

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 吉川末次郎君 |
| 理事 | 中井 光次君 |
| | 鈴木 直人君 |
| 委員 | 羽生 三七君 |
| | 村尾 重雄君 |
| | 草葉 隆圓君 |
| | 黒川 武雄君 |
| | 奥 主一郎君 |
| | 岡本 愛祐君 |
| | 小野 哲君 |

政府委員
文部事務官
(学校教育局長) 日高第四郎君

六月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十條第一項の規定による地方経済警察官の設置に關し承認を求め

一、警察官等職務執行法案(予第百二十九号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十條第一項の規定による地方経済警察官の設置に關し承認を求め

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十條第一項の規定による地方経済警察官の設置に關し承認を求め

警察官等職務執行法案
(この法律の目的)
警察官(以下警察官等という。)が警察法(昭和二十二年法律第九十六号)に規定する國民の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやくもその濫用にわたる

3 前二項の規定による質問を受けた者は、刑事訴訟に關する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟に關する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることが出来る。

第三條 警察官等は、異常な挙動を

ようなことがあつてはならない。

第二條 警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしてゐると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしてゐる者について知つてゐると認められる者を停止させて質問することが出来る。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害となり、善良の風俗を破壊しその他公の秩序をみだす虞があると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項の規定による質問を受けた者は、刑事訴訟に關する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟に關する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることが出来る。

第三條 警察官等は、異常な挙動を

第三條 警察官等は、異常な挙動を

の他周囲の事情から合理的に判して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、應急の救護を要するに足る相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならぬ。

一 精神錯乱又は酔のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二 迷い子、病人、負傷者等適當な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者（本人が相當の事由を述べてこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならぬ。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適當な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならぬ。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官等

の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認められた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。

5 警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

（避難等の措置）
第四條 警察官等は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他の関係者に必要な警告を発し、及び時に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他の関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができ

2 前項の規定により警察官等とつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならぬ。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適當な措置をとらなければならない。

（犯罪の予防及び制止）
第五條 警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（立入）
第六條 警察官等は、前二條に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に對し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に對する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官等は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

（武器の使用）
第七條 警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に對する防護又は公務執行に對する抵抗の抑止のため必要であると認められる相当な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

六月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、公立高等学校定時制課程職員費
二、市町村立学校職員給与負担法案（予第百四十三号）

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
この法律は、公布の日からこれを施行する。

のある場合は、この限りでない。
4 前項但書の許可状は、警察官等
要と認める協力を求めるため適当
な措置をとらなければならない。
場所の管理者又はこれに準ずる者
から要求された場合には、そのの
するときは又は第三者がその者を
逃がそうとして警察官等に抵抗
第二條 前條の補助金は、毎年度こ
れを都道府縣に交付する。

第三條 補助金の交付に關し、必要
な規程は、文部大臣が、これを定
める。

附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行し、昭和二十三年四月一日か
ら、これを適用する。

市町村立学校職員給与負担法案
市町村立学校職員給与負担法
第一條 市(特別区を含む。以下同
じ。)町村立の小学校、中学校、盲
学校及びろう学校の校長、教諭、
養護教諭、助教諭、養護助教諭、
寮母、講師及び地方事務官たる職
員の俸給、特別加俸、死亡賜金、
旅費、扶養手当、勤務地手当、退
官又は退職に關する手当、日直及
び宿直に關する手当(以下俸給そ
の他の給與という。は、都道府縣
の負担とする。

第二條 市町村立高等学校で、特別
の時期及び時間において授業を行
う課程(以下定時制の課程とい
う。)のみを置くものの校長(定時
制の課程の外に通常の課程又は夜
間の課程を置くものの校長を除
く。)並びに定時制の課程の授業を
担任する教諭、助教諭及び講師の
俸給その他の給與は、都道府縣の
負担とする。

附則
1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行し、昭和二十三年四月一
日から、これを適用する。
2 市町村立の小学校及び中学校並
びに青年学校職員の俸給その他の
給與の負担に關する政令(昭和二
十三年政令第二十八号)は、これ
を廃止する。但し、同政令適用の

際、従前の規定による中等学校の
在學者のうち、第二学年又は第三
学年に屬する者をその生徒とした
市町村立中学校の職員で、國庫負
担額算定の基準となる者以外のもの
の俸給その他の給與は、第一條
の規定にかかわらず、これを市町
村の負担とする。

六月十二日本委員会に左の事件を付託
された。
一、医業に対する事業税賦課中止に
關する請願(第九百十五号)
一、地方自治法の一部改正に關する
請願(第九百三十六号)
一、道路損傷負担税撤廃に關する陳
情(第四百五十二号)
一、医業に対する事業税賦課中止に
關する陳情(第四百五十六号)
一、地方財政確立に關する陳情(第
四百六十二号)
一、地方財政制度に關する陳情(第
四百七十七号)
一、市町村合併による議員数増加に
關する陳情(第四百八十四号)
一、エロ、グロ的新聞、雑誌、写真
等の取締に關する陳情(第四百八
十七号)

第九百十五号 昭和二十三年六月一
日受理
医業に対する事業税賦課中止に關する
請願
請願者 山形市七日町山形縣医
師会長 大沼貞藏
紹介議員 小杉繁安君
この請願の趣旨は、第四百五十六号と
同じである。

第九百三十六号 昭和二十三年六月
四日受理
地方自治法の一部改正に關する請願
請願者 京都市中京区寺町通押
小路下ル上本能寺前町
四八八京都市監査委員
会内 生谷龜之助外十
六名
紹介議員 中井光次君
この請願の趣旨は、第三百四十三号と
同じである。

第四百五十二号 昭和二十三年六月
二日受理
道路損傷負担税撤廃に關する陳情
東京都中央区木挽町一ノ二日本
トラック協会長 小野哲
地方自治制確立の過渡的段階として各
地方当局は財政難で、財源ねん出の一
策として自動車に高額な道路損傷負担
税を課する傾向があるが、これは單に
地方財源の維收入的存在とされている
ものであるので、道路の維持改修には
負担税に匹敵する賦役をもつて協力す
るから、本税を撤廃されたいとの陳
情。
第四百五十六号 昭和二十三年六月
二日受理
医業に対する事業税賦課中止に關する
陳情
福島市中町七一福島縣醫師会長
中尾秀雄
この陳情は趣旨は、第三百十六号と同
じである。
第四百六十二号 昭和二十三年六月
二日受理
地方財政確立に關する陳情
神奈川県知事 内山岩太郎外九
名

この陳情の趣旨は、第三十号と同じで
ある。

第四百七十七号 昭和二十三年六月
五日受理
地方財政制度に關する陳情
東京都日比谷公園市政會館内財
團法人東京市政調査會副会長
佐野利器
地方財政制度の確立は、地方分権の運
命を決する重大課題であるから、五月
十八日付の地方財政委員會の地方財政
法案及び地方税法草案中の陳情書記載の
諸点について研討せられたいとの陳
情。
第四百八十四号 昭和二十三年六月
五日受理
市町村合併による議員数増加に關する
陳情
福岡市天神町福岡縣議會事務局
内 野田實造
現行地方自治法によると市町村合併に
よる人口増加の場合も議員定数の増加
の特例が認められない。これは急を要
する市町村合併に重大な支障があるか
ら、合併による議員数増加の特例を設
定せられたいとの陳情。
第四百八十七号 昭和二十三年六月
五日受理
エロ、グロ的新聞、雑誌、写真等の取
締りに關する陳情
佐賀縣佐賀郡巨勢村大字修理田
熊谷經夫外二百十五名
学校の生使用教科書が不足している現
在、街にはエロ、グロの新聞、雑誌及
び写真等がはん漫しているのは文化國
家建設上遺憾であるからこれらに対す
る用紙の配給又は取締りを強化せられ
たいとの陳情。

昭和二十三年八月十一日印刷

昭和二十三年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局